

00940

毎週火、金曜日発行（但休日に当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
- 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則
- ◇告示 豚コレラ予防注射の実施
- 牛等の肝てつ検査等の実施
- ◇地労委告示 あつせん員候補者の氏名等

規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（漁業の許可）

第五条 次に掲げる漁業は、知事の許可を受けなければ営んではならない。但し、漁業権又は入漁権に基いてする場合、この限りでない。

一 まき網漁業（総トン数五トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業をいい、ぬいさり網漁業及びびしり網漁業を含む。）

二 流網漁業

三 まき刺網漁業

四 三重網漁業（第二種共同漁業に該当するものを除く。）

五 棒受網漁業

六 すくい網漁業（無動力漁船を使用するものを除く。）

- 七 ごとち網漁業
 - 八 機船船びき網漁業
 - 九 敷網漁業
 - 十 げんしき網漁業
 - 十一 潜水器漁業
 - 十二 地びき網漁業
 - 十三 船びき網漁業 (第八号に掲げる漁業を除く。)
 - 十四 かつら網漁業
 - 十五 しいら漬漁業
 - 十六 小型定置漁業 (漁具を定置して営む漁業であつて、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において、水深二十七メートル以内であるもの。)
- 第六条を次のように改める。
- 第六条 削除
- 第十七条第一項中「又は第六条各号」を削る。
- 第十七条第八項中「法第六十六条の二第三項」を「法第六十六条第三項」に改める。

附 則

1 この規則は、漁業法の一部を改正する法律 (昭和三十七年法律第五十六号。以下「法」という。) 施行の日から施行する。

2 法による改正前の漁業法第六十六条第一項本文の規定に基づく漁業の許可であつて、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、その有効期間の満了日まで、改正後の規則第五条の規定により許可したものとみなす。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則 (昭和二十六年十二月鳥取

- 具規則第八十号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第九号中「(さく河性ますを目的とするもの)」を削り、同条第十一号の次に次の六号を加える。
- 十二 えりやな漁業
 - 十三 いしがま漁業
 - 十四 養網漁業
 - 十五 建刺網漁業
 - 十六 船びき網漁業
 - 十七 うなぎひきだも漁業
- 第六条を次のように改める。
- 第六条 削除
- 第九条中「及び第六条」を削る。
- 第十六条第一項中「又は第六条各号」を削る。
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 漁業法の一部を改正する法律 (昭和三十七年法律第百五十六号) による改正前の漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十六条第一項本文の規定に基

告 示

鳥取県告示第二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第六十六号) 第六号の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和三十八年二月四日から三月三日までの期間

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第二十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除並びにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査、駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く

ひな白痢検査

鶏。種鶏及び種鶏同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

駆除……ピチノール製剤投与

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表 肝てつ

実施期日 実施区域 実施場所

二月 五日 気高郡鹿野町鹿野地区 気高郡鹿野町

六日 小鷲河地区 小別所

七日 勝谷地区 官方

八日 岡木

九日 気高町逢坂地区 山宮 気高町

十日 郡家

十一日

ひな白痢

実施期日	実施区域	実施場所
二月 四日	気高郡気高町重高	山本 三次
〃 〃	青谷町北河原	田中 民蔵
〃 〃	〃	〃
〃 〃	鹿野町寺内	原田 節
〃 〃	気高町重高	堀尾 亮治
〃 〃	鹿野町今市	黒田 金蔵

日程表

実施期日 実施区域 実施場所

二月 八日	西伯郡西伯町	西伯町東長田
〃 〃	会見町	会見町賀野
〃 〃	西伯町	西伯町法勝寺
〃 〃	会見町	会見町賀野
〃 〃	伯仙町	伯仙町泉
〃 〃	会見町	会見町手間
〃 〃	伯仙町	伯仙町大高
〃 〃	日吉津村	日吉津村日吉津

十五日 伯仙町 伯仙町大高

〃 〃 米子市 米子市春日

〃 〃 〃 〃 五千石

〃 〃 〃 〃 春日

〃 〃 西伯郡西伯町 西伯町天津

〃 〃 米子市 米子市尚徳

〃 〃 西伯郡西伯町 西伯町天津

〃 〃 米子市 米子市尚徳

〃 〃 西伯郡西伯町 西伯町大園

〃 〃 米子市 米子市成美

〃 〃 西伯郡西伯町 西伯町大園

〃 〃 米子市 米子市巖

〃 〃 西伯郡西伯町 西伯町東長田

〃 〃 米子市 米子市福生

〃 〃 〃 〃 観音寺

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和三十七年十二月二十六日委嘱及び解嘱したので、中央労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、その氏名、閥歴等を、次のとおり告示する。

昭和三十八年二月二日

鳥取県地方労働委員会会長 下田 三子 夫

解 嘱

氏 名	生 年 月 日	職 業	経 歴	住 所	連絡方法
下田 三子夫	明四二、四、二五	税理士	前第一六期(現)地労委会長 前あつ旋員候補者	鳥取市西町四丁目一五	鳥取局 (宅)二、六八七
村上 義幸	〃四一、九、三	鳥取大学教授	第一六期(現)公益委員	〃 円護寺一	(宅)三、三三三 (校)三、一五三
花房 多喜雄	〃三一、一一、二八	弁 護 士	前八(一五期)地労委会長 前あつ旋員候補者	〃 西町三〇六	(宅)三、九八二
若木 礼	〃四〇、九、八	曾取大学教授	前六(一六、一四、一五期)公益委員 前あつ旋員候補者	〃 東町一丁目一〇九	(校)三、一六一
徳沢 義夫	大一一、一一、一一	全通信労組鳥取県東部支部委員長	前第一六期(現)労働者委員 前あつ旋員候補者	〃 緑町一区	(組)三、九五六

米村 明	〃一四、二、一一	全日通労組鳥取県支部執行委員長	前第一三(一六期)労働者委員 前あつ旋員候補者	〃 敷片原町五八	(社)四、一六一
川上 健治	昭四、七、一	鳥取全労務局長	前第一五(一六期)労働者委員 前あつ旋員候補者	〃 八頭郡家町上峰寺五	(社)三、七八一
北尾 才智	大一一、三、二二	私鉄日ノ丸自動車支部書記長	前あつ旋員候補者	〃 西伯郡西伯町大字原	(組)五、二九〇
清水 英雄	明二八、二、二七	大同木材工業株式会社専務取締役	前六(一八、一六)使用 者委員 前あつ旋員候補者	〃 鳥取市東品治町六	(宅)三、三〇五
鈴木 敬直	大八、一、一八	県経営者協会事務局長	前九(一四、一六)使用 (現)使用者委員 前あつ旋員候補者	〃 目三 立川町一丁目三〇	(宅)三、一八五
松浦 武儀	明三三、一〇、一六	鳥取家具工業株式会社取締役社長	前九(一〇期)使用者委員 前あつ旋員候補者	〃 目四 二階町三丁目四一	(宅)四、八一六
金田 文夫	大二〇、一、三	鳥取トヨペット株式会社取締役社長	前第一四(一六期)公益委員 前あつ旋員候補者	〃 倉吉市仲之町七六	(宅)五、一三六
北岡 義尊	〃五、一一、二八	北岡病院々長	前第一四(一六期)公益委員 前あつ旋員候補者	〃 二 湊町二八八	(宅)三、八七六
伊佐田 甚蔵	明二六、六、四	無 職	前第二(一三期)公益委員 前あつ旋員候補者	〃 一 湊町二八八	(宅)三、八七六
谷口 晋一郎	昭四、二、四	電産労組倉吉営業所分会執行委員長	前第一六期(現)労働者委員 前あつ旋員候補者	〃 五 上井町三三	(小教組)四七五
岡野 年定	大六、六、二三	総評オルグ	前第一六期(現)労働者委員 前あつ旋員候補者	〃 九 清谷一、二	(小教組)四七五
中江 三郎	〃二、一、二八	昭和化学工業株式会社専務取締役	前第一六期(現)使用者委員	〃 余戸谷町	(宅)九七七

委 嘱 (昭和三十七年十二月二十六日委嘱)

氏名	生年月日	職 業	経 験 及 び 関 歴	住 所	電 話 番 号
安部 三代治	〃三三、一〇、一	山陰石油株式会社 取締役	第七一二期使用者委員 前あつ旋員候補者	久米町三三	(社)三、一七五
権田 喜一郎	〃四四、四、九	地労委事務局長	前あつ旋員候補者	鳥取市東町三 県公舎	鳥取局 二、四四二
小林 寿雄	〃四一、六、三〇	地労委総務課長	前あつ旋員候補者	卯垣二一九	〃 二、四四二
西尾 邦太郎	〃四〇、一二、二一	地労委調整課長	前あつ旋員候補者	西町一三三	〃 二、四四二
氏 名	生 年 月 日	職 業	経 験 及 び 関 歴	住 所	電 話 番 号
下田 三子夫	明四二、四、二五	弁護士	第一六期及び第一七期 (現)地労委会長 前あつ旋員候補者	鳥取市西町四丁目 一一五	鳥取局 (宅)二、六八七
若木 礼	〃四〇、九、八	鳥取大学教授	第六一八、一四、一五期及 前あつ旋員候補者	東町一丁目 一〇九	(校)三、一六一
花房 多喜雄	〃三一、一一、二八	弁護士	第八一五期地労委会長 前あつ旋員候補者	西町三〇六	(宅)三、九八二
村上 義幸	〃四一、九、三	鳥取大学教授	第一六期公益委員 前あつ旋員候補者	円護寺一一	(校)三、三七三
米村 明	大一一、二、二二	全日通労組鳥取県 支部執行委員長	第一三(現)一六期及び第一七 期あつ旋員候補者	敷片原町五	(社)四、一六一
川上 健治	昭四、七、一	鳥取全労事務局長	第一五(現)一六期及び第一七 期あつ旋員候補者	八頭郡那家町上峰 寺五	(社)三、一七三

米田 光好	明四四、一一、一〇	神鋼機器工業株式 会社 庶務 労務課長	前あつ旋員候補者	〃 鴨河原町七	(社)二、三五〇
上原 隼三	〃三五、八、一九	弁護士	第一四(一六期(現)公益 委員)前あつ旋員候補者	米子市西町一六	(宅)四、七七四
小泉 順三	〃三六、九、一六	米子北高校理事長	第二二(一三、一六期(現) 公益委員)前あつ旋員候補者	〃 東町五四	(校)二、七二〇
多田 紀	〃四〇、六、二八	弁護士	第九、一〇期公益委員	目四一 加茂町二丁	(宅)二、六六六
福島 香	〃三四、四、一九	薬剤士	第一四、一五期公益委員 前あつ旋員候補者	境港市中町一六	境港局 (局)三、二九〇
桑村 治雄	大六、一、三	国鉄労組米子地方 本部執行委員長	第一五、一六期(現)労 働者委員 前あつ旋員候補者	西伯郡西伯町字中 五九八	米子局 (組)二、九三七
寺沼 敏夫	昭三、一二、八	日八労組米子支部 支部長	〃	米子市車尾一、五 〇〇 白八社宅内	(社)三、一一一
阿部 昇	大一一、一、一七	全日通労組米子分 会委員長	前あつ旋員候補者	境港市高松町一八	(社)五、一一一
森 雅 基三郎	〃一二、九、二三	中国電力米子営業 所社員	第一三、一四期労働者委員 前あつ旋員候補者	米子市西福原	(社)二、二三六
松田 正雄	明三八、三、一〇	米子瓦斯株式会社 取締役	第一五、一六期(現)使用 者委員 前あつ旋員候補者	〃 紺屋町二七	(宅)三、一八七
適藤 喜男	〃三六、二、一一	境港海陸運送株式 会社常務取締役	第二五、一六期(現)使用 者委員 前あつ旋員候補者	境港市東本町一〇 二、二	(宅)三、三三四
加藤 章	〃三五、一一、二七	(合)加藤豊吉商 店代表社員	第二二(七期)使用者委員 前あつ旋員候補者	米子市明治町八	米子局 (社)二、二四五

米田光好	明四四、一一、一〇	神鋼機器工業株式 会社取締役部長	前あつ旋員候補者	〃 鴨河内	〃	〃
上原隼三	〃三五、八、一	弁護士	第一四、一六期及び第一七 (現)公益委員候補者	米子市西町一六	〃	米子局 (宅)四、七七四
小泉順三	〃三六、九、一六	米子北高校長	第一七、一三、一六期及び 前あつ旋員候補者	〃 東町五四	〃	〃
多田紀	〃四〇、六、二八	弁護士	第九、一〇期公益委員 前あつ旋員候補者	〃 加茂町二丁	〃	〃
福島香	〃三四、四、一九	薬剤士	第一四、一五期公益委員 前あつ旋員候補者	境港市中町一六	〃	境港局 (宅)三、八〇〇
桑村治雄	大六、一、三	国鉄労組米子地方 本部執行委員長	第一五、一六期及び第一七 (現)労務者委員候補者	西伯郡西伯町字中 五九八	〃	米子局 (組)二、九三七
阿部昇	〃一一、一、一七	全日通労組鳥取県 支部副執行委員長	前あつ旋員候補者	境港市高松町一八	〃	〃
清水眞	昭七、一一、二六	日本パルプ労組米 子支部支部長	日パ労組米子支部執行委員	西伯郡淀江町字稻 吉三六五	〃	〃
松田正雄	明三八、三、一一	米子瓦斯株式会社 専務取締役	第一五、一六期及び第一七 期(現)使用者委員 前あつ旋員候補者	米子市紺屋町二七	〃	〃
永川重幸	〃三四、一、一一	米子機工株式会社 専務取締役	第一七期(現)使用者委員 前あつ旋員候補者	〃 錦町二丁目 六二	〃	〃
遠藤喜男	〃三六、二、一一	境港海陸運送株式 会社専務取締役	第一五、一六期使用者委員 前あつ旋員候補者	境港市東本町一〇 二八二	〃	境港局 (社)三、一一一
安部三代治	〃三三、一〇、一	山陰石油株式会社 取締役	第七、一二期使用者委員 前あつ旋員候補者	米子市久米町三三	〃	米子局 (宅)三、七三五

北尾才智	大二五、三、二三	私鉄中国地方 組合日ノ丸自動車 支部書記長	第一七期(現)労務者委員 前あつ旋員候補者	西伯郡西伯町大字	〃	〃
徳沢義夫	〃一一、一一、一一	全通信労組鳥取県 東部支部委員長	第一六期労務者委員 前あつ旋員候補者	鳥取市緑町一区	〃	〃
清水英雄	明二八、二、二七	大同木材工業株式 会社専務取締役	第六、八、一六期及び第一 七期(現)使用者委員 前あつ旋員候補者	〃 東品治二〇	〃	〃
鈴木実	大九、八、一一	鳥取県経営者協会 事務局次長	日本海新聞社論説委員長	〃 西市二五五	〃	〃
松浦武儀	明三三、一〇、一六	鳥取県工業株式 会社取締役社長	第九、一〇期使用者委員 前あつ旋員候補者	〃 二階町三丁 目四一	〃	〃
鈴木尊直	大八、一、一八	鳥取県経営者協会 事務局局長	第九、一〇期使用者委員 前あつ旋員候補者	〃 立川町一丁 目三四	〃	〃
北岡義尊	〃五、一一、二八	北岡病院長	第一四、一六期及び第一七 期(現)公益委員 前あつ旋員候補者	〃 倉吉市仲之旨七六	〃	〃
伊佐田甚蔵	明二六、六、四	無職	第一一、一三期公益委員 前あつ旋員候補者	〃 湊町二八八 ノ一	〃	〃
谷口晋一郎	昭四、二、四	電産労組倉吉営業 所分会執行委員長	第一六期及び第一七 期(現)労務者委員 前あつ旋員候補者	〃 上井町三三 五ノ五	〃	〃
岡野年定	大六、六、一五	総評地方オブルグ	前あつ旋員候補者	〃 清谷一、二 九四	〃	〃
井上武	〃一一、六、一三	興和粉績労組倉吉 支部支部長	鳥取地方最低賃金審議会 員(三期)	〃 歌経寺	〃	〃
由谷武之	〃六、七、三	ヒシクラ醤油株式 会社専務取締役	第一七期(現)使用者委員	〃 余戸谷町二 九九	〃	〃

加納勝己	// 四四、三、一〇	地労委事務局長	東部福祉事務所長	鳥取市庵丁人町九	鳥取局 (局) 六、八〇四 (宅) 四、七九六
小林寿雄	// 四一、六、三〇	地労委総務課長	身体障害者更正指導所長 前地つ旋員候補者	// 卯垣二一九	// (局) 六、八〇四
田中峯治	大、一、一〇、二九	地労委調整課長	鳥取労政事務所長	八頭郡八東町大字 小別府三九三	// (局) 六、八〇四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

存者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
 定価 一部月額二五〇円(郵送料共)